

合同会社 NOBiL
次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画(第 1 期)

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日 ~ 2028 年 3 月 31 日(3 年間)

2. 目標

- (1) 男性の育児休業取得率を 50%以上にする
- (2) 女性の育児休業取得率を 80%以上にする
- (3) 月あたりの残業時間を「一人平均 10 時間以内」とする

3. 取組内容と実施時期

【取組1】 育児休業取得促進

- ・2025 年 6 月～ 男性育休取得の実績を事例として社内で共有し、制度の利用を積極的に呼びかける
- ・2025 年 7 月～ 管理職研修を実施し、部下の育休取得を支援する意識を浸透させる
- ・随時 出産予定者や配偶者が出産予定の社員に対し、個別に制度説明と取得意向確認を行う

【取組 2】 残業時間削減

- ・2025 年 4 月～ 毎月の残業時間を集計・管理し、月 10 時間を超えそうな場合は上長が原因を確認し、業務調整を行う
- ・2025 年 5 月～ 会議の時間制限や資料の簡略化を徹底し、業務の効率化を図る
- ・2025 年 7 月～ 業務分担を見直し、属人化を防ぎ、無駄な残業を抑制する

【取組 3】 生産性向上

- ・2025 年 9 月～ 業務改善提案制度を設け、職員からのアイデアを積極的に取り入れる
- ・2026 年 4 月～ 定期的に業務フローを見直し、不要な作業を削減する

【取組 4】 復職・両立支援

- ・2025 年 10 月～ 育休復帰者に短時間勤務・在宅勤務制度を整備し、仕事と育児の両立を支援する
- ・2026 年 4 月～ 相談窓口を設置し、復帰後も柔軟に相談できる体制を整える

4. 実施・評価

- ・年度末に「育休取得率」「月平均残業時間」「業務改善提案件数」などを集計し、進捗を確認する
- ・必要に応じて計画を見直し、次期計画へ反映する

【公表日:2025 年 3 月 31 日】